

明石市廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物処理施設等の設置に係る計画の事前公開、紛争のあっせん等に関して必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整を図り、もって本市における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。
- (2) 廃棄物 法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 廃棄物処理施設等 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他の規則で定める施設をいう。
- (4) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設等を新たに設置し、又はその構造若しくは規模の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をすることをいう。
- (5) 関係住民 廃棄物処理施設等の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けるおそれがあると市長が認める者をいう。
- (6) 事業者 廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。
- (7) 紛争 廃棄物処理施設等の設置に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者の間の紛争をいう。

(市の責務)

第3条 市は、紛争を予防するとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(当事者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に当たっては、紛争の予防及び調整に関して市の施策に協力するとともに、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民との良好な関係を損なわないように努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、規則で定める事項を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を、次に掲げる許可の申請又は届出の前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 法第7条第1項及び第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項及び第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項及び第6項、第14条の5第1項、第15条第1項並びに第15条の2の6第1項に規定する許可の申請
- (2) 法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)第60条第1項、第67条第1項及び第70条第1項に規定する許可の申請
- (4) 自動車リサイクル法第63条第1項及び第71条第1項に規定する届出

(周知計画書の提出)

第6条 事業計画書を提出した事業者(以下「事業計画者」という。)は、規則で定める事項を記載した周知計画書(以下「周知計画書」という。)を、前条各号に掲げる許可の申請又は届出の前までに市長に提出しなければならない。

(広告及び縦覧)

第7条 事業計画者は、前条の規定による周知計画書の提出を行った後、速やかに事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを当該広告の日から起算して30日間関係住民の縦覧に供しなければならない。

(事業計画書の内容の周知)

第8条 事業計画者は、周知計画書(第14条第1項の規定によりその記載された事項を変更したときは、当該変更後の周知計画書をいう。以下同じ。)に基づき説明会を開催し、関係住民に対して事業計画書の内容の周知を図らなければならない。ただし、説明会を開催することができない特段の事由があると市長が認めるときは、説明会を開催しないことができる。

2 前項ただし書の規定により説明会を開催しないときは、市長が指示する方法により、関係住民に対して事業計画書の内容の周知を図らなければならない。

3 説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係住民の意見書の提出)

第9条 関係住民は、事業計画書の内容について、地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から意見を有するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を市長及び事業計画者に提出することができる。

(1) 第7条に規定する縦覧期間の満了の日までに、周知計画書に基づく説明会が開催された場合又は前条第2項の規定による周知が行われた場合 第7条の規定による広告の日の翌日から起算して45日を経過する日

(2) 第7条に規定する縦覧期間の満了の日後に、周知計画書に基づく説明会が開催された場合又は前条第2項の規定による周知が行われた場合 当該説明会の開催の日又は同項の規定による周知が行われた日の翌日から起算して2週間を経過する日

(実施状況の報告)

第10条 事業計画者は、第8条第1項本文又は第2項の規定により関係住民に対し事業計画書の内容について周知を図ったときは、その実施状況を書面により、市長に報告しなければならない。

(見解書の提出)

第11条 事業計画者は、意見書の提出があったときは、当該意見に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を、市長に提出しなければならない。

(準用)

第12条 第7条の規定は、第10条に規定する事業計画書の内容の周知の実施状況を記載した書面又は見解書の提出があった場合について準用する。この場合において、第7条中「前条の規定による周知計画書」とあるのは「第10条に規定する事業計画書の内容の周知の実施状況を記載した書面又は第11条に規定する見解書(以下「報告書等」という。)」と、「事業計画書を作成」とあるのは「当該報告書等を提出」と、「当該事業計画書」とあるのは「当該報告書等」と、「30日間」とあるのは「2週間」と読み替えるものとする。

(指導又は助言)

第13条 市長は、事業計画書の内容についての関係住民の意見を十分に考慮し、当該事業計画書に基づく廃棄物処理施設等の設置が地域における健全な生活環境の維持及び向上に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業計画者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

2 市長は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(事業計画書又は周知計画書の変更の届出等)

第14条 事業計画者は、事業計画書又は周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。この場合において、事業計画書に係る変更の届出は、第5条各号に掲げる許可の申請又は届出の前までに行わなければならない。

2 事業計画書の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)については、第6条から第12条までの規定の例による。

(廃棄物処理施設等の設置の中止の届出等)

第15条 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業計画者は、前項の規定による届出をしたときは、速やかに、その旨を関係住民に広告しなければならない。

(あっせんの申立て)

第16条 事業計画者又は関係住民は、規則で定めるところにより、市長に対し、関係住民又は事業計画者を相手方として、紛争を解決するために必要なあっせんの申立て(以下「あっせんの申立て」という。)をすることができる。

2 あっせんの申立ては、第12条において読み替えて準用する第7条に規定する事業計画書の内容の周知の実施状況を記載した書面に係る縦覧期間の満了の日後でなければならない。

3 あっせんの申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる行政庁の処分に対しては、することができない。

(あっせん)

第17条 市長は、あっせんの申立てがあったときは、当該あっせんの申立てに係る事項について必要な調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項の調査の結果、あっせんを行うことが適当でないことを認める場合を除き、あっせんを行うものとする。

- 3 市長は、あっせんを行うこと又は行わないことを決定したときは、その旨をあっせんの申立てを行った者及びその相手方(以下「当事者」という)に通知するものとする。
- 4 市長は、あっせんを行うに当たり、当事者に出席を求めることができる。
- 5 市長は、あっせんを行う場合にあっては、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。
- 6 市長は、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。
- 7 市長は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第5条、第6条(第14条第2項においてその例による場合を含む。)、第7条(第12条において準用する場合及び第14条第2項においてその例による場合を含む。)、第8条第1項若しくは第2項、第10条若しくは第11条(第14条第2項においてその例による場合を含む。)又は第14条第1項の規定に違反した者
  - (2) 前条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関して不正若しくは不誠実な行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると市長が認める者
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、規則で定める方法により当該勧告を受けた者の氏名(法人にあってはその名称)、違反又は不正等の事実その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合には、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(専門家の意見の聴取)

第20条 市長は、第13条第2項に定める場合のほか、この条例の施行に関し必要があるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

第21条 国、地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が廃棄物処理施設等の設置をしようとするときは、紛争の予防及び調整に関する手続については、この条例の規定にかかわらず、市長と当該国等の機関との協議により行うものとする。

(適用除外)

第22条 次に掲げる廃棄物処理施設等については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項の規定により都市計画に定められた廃棄物処理施設等
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条ただし書の規定による許可を受けて設置する廃棄物処理施設等
- (3) 廃棄物を排出する者が、当該廃棄物を自ら処理するために設置する廃棄物処理施設等であって、市長が生活環境の保全上支障がないと認めるもの

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年兵庫条例第9号)第6条から第8条まで、第10条から第12条まで、第16条及び第18条の規定によりなされている手続は、それぞれこの条例の相当規定に基づいてなされた手続とみなす。